

「不適切な行為」及び「重大な不適切な行為」について

令和8年7月16日
大田原市教育委員会

第1 基本的な考え方

「不適切な行為」とは、当該行為そのものは児童対象性暴力等には該当しないが、業務上必ずしも必要な行為とまでは言えないものであって、当該行為が継続・発展することにより児童対象性暴力等につながり得る行為をいう。

「不適切な行為」及び「重大な不適切な行為」の具体例は、次に定めるとおりとする。

ただし、これらの具体例は、例えば次のアからウまでに掲げるように、学校種、対象となる児童生徒等の発達の段階や特性、現場の状況等によって、不適切であるか否かが変わり得るものであり、これらの行為に該当することで一律に不適切であると判断されるものではないことに留意すること。

ア 児童生徒等の発達の段階に応じて、現場で必要となる「身体接触を伴う行為」の範囲は異なるものであり、未就学児（満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めに達していない児童をいう。以下同じ。）に対するものと、中学生に対するものを同等に扱うことはできない。

一方、個々の児童生徒等の発達の段階や特性により、例えば小学校低学年に対して、未就学児と同様に、信頼関係を築いていく過程で身体接触を伴う行為はあり得る。

イ スポーツ、水泳、ダンス等においては、児童生徒等及び保護者の理解を得た範囲で、身体接触を伴う指導があり得る。

ウ 日常的に児童生徒等の送迎を行う場合と、災害等の緊急事態に送迎を行う場合とを同等と扱うことはできない。

以下は例示であり、児童生徒等の特性、現場の状況を踏まえ判断すること。

第2 事例

1 不適切な行為

(1) 私的なコミュニケーション、面会、送迎等

ア 児童生徒等と私的な連絡先（SNS アカウント・オンラインゲームのアカウント・メールアドレス等）を交換し、私的なやり取りを行う。

イ 休日や放課後に、児童生徒等と二人きりになる。

ウ 保護者の承諾がないまま、児童生徒等の自宅で二人きりになる。

エ 児童生徒等を自宅に招き、二人きりになる。

オ 不必要に、児童生徒等を一人で車に乗せて、送迎を行う。

(2) 撮影

ア 私物のスマートフォンやルール外の方法で、児童生徒等の写真・動画を撮影・管理する。

イ 業務上必要と考えられる範囲外で、児童生徒等の写真や動画を撮影する。

(3) 密室

不必要に児童生徒等と密室で二人きりになろうとする。（用務がないのに別室に呼び出す など）

(4)身体接触

- ア 児童生徒等に不必要な身体接触を行う。（必要以上に長時間抱きしめる、一般的でない抱き方になっているなど）
- イ 業務上必要でないのに児童生徒等にマッサージをする、又は児童生徒等にマッサージをさせる。
- ウ 業務上必要でないのに児童生徒等を膝に乗せる、おんぶする など。
 - ※ 個々の児童生徒等の発達の段階や特性により、例えば小学校低学年に対して、未就学児と同様に、信頼関係を築いていく過程で身体接触を伴う行為はあり得ることに留意。
- エ 発達の段階や特性から考えて不必要な身体的介助を行う。

(5)更衣

- ア 不必要に、更衣室や児童生徒等が更衣中の部屋に入室する。
- イ 不特定多数の人の目がある中で児童生徒等に更衣をさせる。

(6)特別扱い

- ア 特定の児童生徒等に高価な金品を与えたり、正当な理由なく声掛けや態度を変えたりする。
- イ 児童生徒等の容姿等を過度にほめる。

(7)その他

- ア 児童生徒等の衣服や持ち物を正當な理由なく触ったり、借りたりしようとする。
- イ 児童生徒等の前で過度に肌を露出する。（性的手なずけにつながる可能性が疑われる場合 など）

2 重大な不適切な行為

「重大な不適切な行為」については、教職員等の加害認識、児童生徒等に与えた被害の重大性、悪質性等を踏まえて判断することとなるが、「不適切な行為」の例に、「執拗に」、「児童生徒等や保護者の意に反することを認識しながら」等の悪質性が高まる要素が加わった場合には、「重大な不適切な行為」に該当し得る。

(1)私的なコミュニケーション、面会、送迎等

保護者の意に反することを認識しながら、児童生徒等の自宅等に二人きりになる。

(2)身体接触

- ア 児童生徒等の意に反して、必要以上に長時間抱きしめる。
- イ 執拗に児童生徒等にマッサージをする。

第3 適用期日

この基準は、令和8年7月16日から適用する。

附 則（令和8年7月16日大教学第210号教育長通知）